

公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程の施行に関する細則

平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程（平成18年4月1日公社規程第5号。以下「規程」という。）の施行について必要な細則を定めるものとする。

(用語)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、規程で使用する用語の例による。

(情報公開請求書)

第3条 規程第6条に規定する書面は、情報開示請求書（第1号様式）又はこれに準ずる書面とする。

(情報開示決定通知書等)

第4条 規程第10条に規定する決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 情報の公開をする場合 | 情報開示決定通知書(第2号様式) |
| (2) 情報の一部を公開する場合 | 情報部分開示決定通知書(第3号様式) |
| (3) 情報の公開をしない場合 | 情報非開示決定通知書(第4号様式) |
| (4) 情報の公開等の決定を延長する場合 | 情報開示決定等期間延長通知書(第5号様式) |
| (5) 情報の一部の決定を特例延長する場合 | 情報開示決定等期間特例延長通知書(第6号様式) |

(苦情申出に係る回答書)

第5条 規程第12条第2項に規定する申出の回答は、苦情の申出に関する回答書(第7号様式)に定める様式とする。

(情報の取扱い等)

第6条 情報の公開(写しの交付を除く。次項において同じ。)を受ける者は、当該情報を丁寧に取り扱い、汚損、破損、抜取り等をしてはならない。

2 前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認める者に対しては、情報の公開を中止し、又は禁止することができる。

(情報の写しの交付)

第7条 情報の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

2 前項の交付に係る費用の額は、別表のとおりとする。

(情報検索資料)

第8条 規程第15条に規定する情報の検索に必要な資料は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人世田谷区産業振興公社文書管理規則（平成18年4月1日公社規則第9号）に規定するファイル管理表

(委任)

第9条 この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

第1号様式

情報開示請求書

年 月 日

公益財団法人世田谷区産業振興公社理事長 へ

氏名 法人その他の団体にあつては、
その名称代表者の氏名

住所 法人その他の団体にあつては、
事業所又は事業所の所在地

電話番号 ()

公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程第6条第1項の規定に基づき、次のとおり情報の開示を請求します。

開示を請求する 情報の内容	
開示の方法	1. 閲覧 2. 写しの交付 3. 視聴

情報開示決定通知書

_____ 殿

公益財団法人世田谷区産業振興公社
理事長名



年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

情報の内容	
開示の方法	1. 閲覧 2. 写しの交付 3. 視聴
開示の日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで
開示の場所	

情報部分開示決定通知書

_____ 殿

公益財団法人世田谷区産業振興公社
理事長名



年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり情報の一部を開示することに決定したので、通知します。

情報の内容	
開示しない部分及び理由	
開示の方法	1. 閲覧 2. 写しの交付 3. 視聴
開示の日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで
開示の場所	

この決定に苦情がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当公社に対して書面により苦情の申出ができます。

情報非開示決定通知書

_____ 殿

公益財団法人世田谷区産業振興公社
理事長名

印

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり情報の全部を開示しないことに決定したので、通知します。

情報の内容	
開示しないこととする理由	

この決定に苦情がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当公社に対して書面により苦情の申出ができます。

情報開示決定等期間延長通知書

殿

公益財団法人世田谷区産業振興公社
理事長名

印

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程第10条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

情報の内容	
公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程第10条第1項の規定による決定期間	
延長の理由	
延長後の期間	

情報開示決定等期間特例延長通知書

殿

公益財団法人世田谷区産業振興公社
理事長名



年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程第10条第3項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

情報の内容	
公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程第10条第1項の規定による決定期間	
開示請求に係る情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	
上記の期間内に開示決定等をする部分	
残りの情報について開示決定等をする期限	
公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程第10条第3項を適用する理由	

苦情の申出に関する回答書

殿

公益財団法人世田谷区産業振興公社
理事長名

印

情報部分開示決定通知書、情報非開示決定通知書に対する苦情の申出について、公益財団法人世田谷区産業振興公社情報公開規程第12条第2項の規定に基づき、次のとおり回答します。

情報の内容	
苦情申出の内容	
苦情申出についての回答	

別表

区分		金額
情報の種類	写しの作成の方法	
文書、図画及び写真	複写機による写し（単色）	1枚 10円
	複写機による写し（多色）	1枚 100円
マイクロフィルム	印刷物として出力したもの	1枚 10円
電磁的記録	印刷物として出力したもの（単色）	1枚 10円
	印刷物として出力したもの（多色）	1枚 100円
	フロッピーディスクに複写したもの	1枚 100円
	録音テープに複写したもの	1巻（120分） 300円
	ビデオテープに複写したもの	1巻（120分） 400円
技術的に困難なもの等外部委託を必要とするものの写し		実費相当額
写しの送付に要する費用		郵便料金相当額

備考

- 1 文書、図画及び写真の写し並びにマイクロフィルム及び電磁的記録の場合において印刷物として出力したものは、A3判以下の用紙を用いるものとするが、A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 規格は、日本工業規格による。
- 3 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として計算する。